

厚生労働大臣祝辞

本日ここに、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、歯科技工士法制定ならびに日本歯科技工士会創立五十周年記念大会が盛大に執り行われるに当たりまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴会は、歯科技工士法が制定された昭和三十年に創立されて以来、今日まで五十年の永きにわたり、会員の方々をはじめとする関係者の皆様方のたゆまぬ御努力によりまして、年々発展を遂げられ、歯科技工士の社会的地位の向上と歯科技工士の発展に取り組み、国民の健康の維持及び増進に大きく貢献されてこられました。このような貴会並びに関係者の方々のご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

また、本日、歯科技工業務功労者として表彰を受けられる方々は、長年にわたり我が国の歯科技工の業務の向上と発展に貢献されてきたところであり、ここにそのご功績に対し深甚なる敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

近年、国民の健康に対する関心が高まるとともに、国民の医療サービスへの需要は多様化してきております。特に高齢化の進展に伴い、良質な歯科医療サービスに対する国民のニーズが高まってきており、良質な歯科技工物の提供が国民の健康の保持及び増進に大きな役割を果たすことが求められております。このような中で歯科技工士の皆様が担うべき役割やこれに対する国民の期待もますます大きくなっていくものと思われま

す。本日表彰を受けられる方々をはじめ、関係者の皆様におかれましては、歯科技工業務の発展を通じた歯科保健医療の推進に向けて、今後とも一層の御努力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本大会が実り多きものとなりますことを期待いたしますとともに、貴会のますますのご発展と会員並びに関係者の皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、私のお祝いの言葉と致します。

平成十七年九月十八日

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久

(厚生労働副大臣 西 博義 代読)